

別表（第5条第2項関係）

経費区分	補助対象経費	備考
賃金	事業実施に伴い臨時に雇用した者（アルバイト等）の賃金等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・臨時に雇用した者の賃金にかかる補助対象経費は、時給1,000円程度とする。（ただし、事業提案時の静岡県最低賃金を下回らないこと。）</li> <li>・臨時に雇用した者について、勤務した日及び勤務した時間がわかる資料を提出すること。</li> <li>・その他の資格及び特殊技能を要する業務は、専門性に適した金額を上限とする。該当する業務内容及び必要な資格について説明する資料の提出すること。</li> <li>・補助事業者の構成員への賃金は補助対象外とする。</li> </ul>
報償費	外部講師、外部アドバイザー等に対する謝礼等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門性・依頼内容に適した金額を補助対象とする。</li> <li>・補助事業者の構成員への報償は補助対象外とする。</li> </ul>
旅費	<b>【交通費】</b> 外部講師、外部アドバイザー等に対する交通費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通費は実費負担分を補助対象とする。交通費の支給内容がわかるものを提出すること。</li> <li>・補助事業者の構成員の旅費は補助対象外とする。<b>ただし、海外の大学に在籍する学生を対象とした、就労に関する事業に係る渡航費等は30万円を限度として対象とする。</b></li> </ul>
	<b>【宿泊費】</b> 外部講師、外部アドバイザー等に要する宿泊費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県西部地域（浜松市、磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市、森町）以外からの外部講師等で宿泊が必要な場合、1名1泊12,500円を上限として補助対象とする。</li> <li>・宿泊に伴う食事代は補助対象外とする。</li> <li>・補助事業者の構成員の宿泊費は補助対象外とする。</li> </ul>
委託料	事業実施に不可欠な業務の一部を委託する場合に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助事業のほぼ全てを委託する場合は、補助対象事業として認められない。</li> <li>・委託料の中に補助対象経費として認められない経費が含まれていた場合には、補助対象経費から除外する。</li> </ul>
使用料及び賃借料	会場等の借上料、レンタカー・バス等の車両の借上料、駐車場使用料、事業実施に必要な機器の使用料等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務所の賃借料やパソコン・コピー機等の事務機器のリース代等は補助対象外とする。</li> <li>・取り消し忘れにより発生したキャンセル料等は補助対象外とする。</li> </ul>
需用費	<b>【消耗品】</b> 税込単価2万円未満の物品の購入に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飲食物は、補助対象外とする。</li> <li>・税込単価2万円を超える物品（備品）は補助対象外とする。</li> </ul>
	<b>【印刷製本費】</b> チラシ、ポスター、冊子等の印刷に要する経費等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助事業の報告書作成費は、主催団体の記録のみを目的とする場合は補助対象外とする。</li> </ul>
	<b>【燃料費】</b> レンタカー等を利用した際のガソリン代	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助事業者又は構成員が所有する車両の燃料費は補助対象外とする。</li> </ul>
役務費	はがき、切手代、郵便料、広告掲載料、保険料、その他手数料等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電話代は、補助対象外とする。</li> </ul>
備考		
1 補助事業の実施に直接要する経費に限る。 2 補助金交付決定後に契約したものに限る。 3 <u>領収書又は支払を証する書類（名宛人が申請者と同一名義のものに限る。）が提出できない経費は、補助対象経費から除外する。（交通費等の実費弁償分を除く。）</u>		